

令和 6 年第 6 回守山市農業委員会総会議事録

第 6 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 25 号～議第 28 号

議第 25 号 守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見聴取について

議第 26 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 27 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対

し、許可をすることについて

報告第 24 号～報告第 28 号

報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届
出の報告について

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届
出の報告について

報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につい
て

報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

報告第 28 号 農地変更届出について

2 出席委員

1 今井 清市	2 本城 康吉	3 杉江 和
4 國枝 敏孝	5 木村 喜代子	6 深尾 円
7 大島 常弘	8 村瀬 伸一郎	9 岡本 良一
10 高橋 謙二	12 辰市 祐洋	13 西 直幸
14 大崎 恭義	15 九重 智子	16 千代 博
17 今井 誠二	18 西出 登志和	19 寺田 安喜雄
20 西村 明弘	21 宇野 正	22 中島 耕治
23 西村 正秋	24 西村 潔	25 山本 麻紀代

3 欠席委員

11 服部 重信

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	武田	雅義
局 員	参事	寺田	篤司
局 員	指導員	井上	俊明
書 記	事務員	上野	晴美
農政課	主査	白井	薫
農政課	事務員	古家	妙子
総務課	主査	佐藤	智紀

○事務局

本総会は委員総数 26 名中 25 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 6 年第 6 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 00 分)

○議 長

それでは、令和6年第6回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件2件、その他案件2件、報告案件5件の合計9件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員です。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、

22番 中島 耕治 委員

24番 西村 潔 委員

を指名いたします。

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

それでは、議題に入ります。議第25号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第25号 守山市情報公開審査会委員

の委嘱に係る意見聴取について

以上です。

○議長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局長（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第25号につきまして提案理由を総務課より申し上げます。

○総務課（会議規則第9条議案の説明）

守山市情報公開審査会委員の委嘱を市議会に提案するにあたり実施機関である農業委員会のご意見を伺うものです。

【議案に基づいて、守山市情報公開審査会委員の委嘱に係る意見聴取について（案）の内容を説明】

・・・・・・・・・・

以上の改正（案）は、他の実施機関の意見も伺い本年6月の議会に提出されることになります。

以上で、議第25号の提案理由の説明を終わります。

○議長

意見を求めます。意見などはありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（会議規則第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案の改正(案)に対し「意見無し」とすることに決しました。

○議長 長

総務課の職員の方、ご苦労様でした。

○総務課

ありがとうございました。

○議長 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第26号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第26号 農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

以上です。

○議長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第26号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課（会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第26号の提案理由の説明を終わります

○議長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（会議規則第10条発言） 「無し」の声有り

○議長（会議規則第17条第2項 簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり計画の決定をすること

にご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり
計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第27号を議題といたします。書記に議件の朗
読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第27号 農地法第3条第1項の規定
による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 27 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 3 ページ、位置図 1 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、7 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇 〇〇〇番 426 平方メートルの田、同じく〇〇〇番〇 13 平方メートルの田で、2 筆合計 439 平方メートルです。

譲渡人は、大津市〇〇町〇番〇-〇〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、45.3 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇番 109 平方メ

一トルの畑、同じく 〇〇番 16 平方メートルの畑で、2 筆合計 125 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、1.0 アール、通作距離は 14 メートルです。

なお、設定されていた賃借権は、合意解約済みです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 127 平方メートルの田 同じく〇〇〇〇番〇 332 平方メートルの畑で、2 筆 合計 459 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳 譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇さんです。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、381.4 アール、通作距離は 0.7 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 96 平方メートルの畑です。

譲渡人は、近江八幡市〇〇〇町〇〇〇番地〇 〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、栗東市〇 〇丁目〇番〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 5.2 キロメートルです。

なお、借受人の〇〇さんとの間に設定されていた賃借権は、合意解約済みです。

5 番の案件です。(位置図 P 6)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 546 平方メートルの田および 〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 99 平方メートルの田 2 筆合計 645 平方メートルです。

譲渡人は、近江八幡市〇〇〇町 〇〇〇〇番地〇 〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、182.6 アール、通作距離は 0.4 キ

ロメートルです。

なお、設定されていた賃借権は、合意解約済みです。

6 番の案件です。(位置図 P 7)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇番〇 85 平方メートルの畑です。

譲渡人は、近江八幡市〇〇〇町 〇〇〇番地〇 〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町 〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、3.1 アール、通作距離は 0.3 キロメートルです。

7 番の案件です。(位置図 P 8)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 1,013 平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番地〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。譲受人は、栗東市〇〇 〇丁目〇〇番〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、125.8 アール、通作距離は 12.9

キロメートルです。

以上の件につきましては、

農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇は農地所有適格法人であり、問題ありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第27号の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

1番の案件ですが、位置図にございますとおり、田に囲まれた一番端の農地でございます。〇〇町の譲受人ということで通作距離も短いことから特に問題ないと思われま

す。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

2 番の案件について現地確認しましたところ、特に問題ありませんでした。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3 番を●● ●●委員に確認状況を報告いただきます。

○●番 ●● ●●委員

3 番の案件につきましては位置図 4 ページ 3 のとおりで、一角が田と畑が混在している土地でございますが、譲受人が法人であるため、問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、4 番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願い

いします。

○●番 ●● ●●委員

4番の案件について、5月3日に現地確認しました。議
受人の方は当該地の隣の畑を耕作しておられ、引き続き、
こちらでも耕作されるということで問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、5番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願い
します。

○●番 ●● ●●委員

現地確認し、何ら問題ないと判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、6番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願い
します。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のありました、6番の現地確認いたしま

した。

申請地の正面の農地の耕作者が畑として継続されるので問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

続いて、7 番を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

5 月 13 日に現地確認に行って参りました。

申請地は畑で当該地の北側の部分は舗装された農道で、南側の部分は排水路となっております。また、隣接する農地も畑で、何ら問題ありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。議第 27 号は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第 10 条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

よって、本件議第 27 号は、許可相当とすることに決しました。

○議 長 (会議規則第 7 条議題の宣言)

次に、議第 28 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議 28 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 28 号の提案理由をご説明申し上げます。議案書は 5 ページ、位置図は 10 ページ

からとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございまして、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、3件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 11-12)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 地目は田で、197 平方メートル、譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、譲受人は守山市〇〇町〇〇〇番地〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 理事長 〇〇 〇〇さん です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は隣接している〇〇〇 〇〇〇〇〇〇保育園の駐車場です。職員用と来園者用で、7 台の駐車を計画されています。

なお、備考欄に記載のとおり〇〇町地区計画区域内となります。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（〇〇〇中学校、〇〇〇〇〇〇〇〇〇保育園）があることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2番の案件です。(位置図 P13-14)

申請地は〇〇町 〇〇〇〇 〇〇〇番〇の田、現況は宅地で 152 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 地目は田で 115 平方メートル、2筆合計 267 平方メートルで、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳、〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は使用貸借。転用の事由は分化住宅です。

なお、譲受人2人は、譲渡人の孫夫婦にあたります。〇〇〇番〇は、現在農業用倉庫がたっており、すでに農地ではありませんが、今回は住宅の建築で、目的が異なることから、改めて申請をされています。

なお、備考欄に記載のとおり開発許可に該当します。

立地基準の判断については、水管等2種類以上埋設する道路の沿道で500m以内に2以上の公共施設等（〇〇〇〇〇園、〇〇〇〇〇医院）があることから、第3種農地となり

ます。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3番の案件です。(位置図 P15-16)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇の田、734 平方メートル、同じく〇〇〇〇番 地目は田で 425 平方メートル、2筆合計 1,159 平方メートルで、譲渡人は〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。譲受人は栗東市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。

譲受人の〇〇 〇〇さんは、〇〇町で土木工事業を営む株式会社〇〇〇〇〇〇〇の取締役をされており、この〇〇〇〇〇〇の資材置場として利用されます。〇〇〇〇〇〇は、〇〇町地先に 600 m²の資材置場を現在有していますが、事業の拡大により、現有施設では対応できなくなり、新たな土地を探しておられたところ、〇〇 〇〇さんの実家の隣の田を使用してもよいことになり、当該地を選定されたも

のです。

なお、備考欄に記載のとおり開発事業同意に該当します。立地基準の判断については、10 ヘクタール未満の農地の区域で、住宅公共施設がれんたんした区域に近接しているため第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上、議第28号の提案理由の説明とさせていただきます。

○議長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況を報告いただきます。

1番の案件を、●● ●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

位置地図は11ページで議案書は田となっていますが、ほぼ畑の耕作地になっています。隣接に農地がありますが、当該地を埋め立てても影響は無いと思われます。水路についても現存の水路を残されるため用水の確保もされるので、問題はありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より説明のあったとおり、畑と宅地の申請になります。宅地については以前に農業用倉庫の申請があり農業用倉庫が建てられておりました。隣接の水田は申請者所有の水田ですので特に問題ないと思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲受人の方が資材置場の適地を探されていたところ、実家の隣の畑を譲っていただくことになりました。周りの方の同意も得ていることから問題はありません。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）

●●委員と確認に行って参りました。

3件とも何ら問題ありません。

以上、確認いたしました。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議なし」の声有り

○議 長

よって、本件は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第24号から第28号までを、一括して書記に報告い

たさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出の報告について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 26 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 27 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

10 件の届出です。内容については記載の通りです。

報告第 28 号 農地変更届出について

2 件の届出です。内容については記載の通りです。

以上です。

○議 長

ご苦勞様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何か質問はありませんか。

○議 長

質問など、他にありませんか。

===== 「無し」 の声有り =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 00 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 6 年 6 月 23 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記
に署名する。

22番 中島 耕治 委員

24番 西村 潔 委員